

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設		排出基準 (ガス状水銀+粒子状水銀) $\mu\text{g}/\text{N m}^3$	
			新設	既設
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー		8	10
	小型石炭混焼ボイラー		10	15
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及 び工業金）製造に用いられ る精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	15	30
		鉛又は亜鉛	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
		工業金	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉／産業廃棄物焼 却炉／下水汚泥焼却炉)		30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		50	100
セメントクリンカーの 製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		50	80

施設の規模、要件についてはお問い合わせください。